2022(令和 4)年度 成田市役所エコオフィスアクション (第 4 次成田市環境保全率先実行計画) 結果に関する補遺

成田市役所エコオフィスアクションのうち、第3次及び第4次成田市環境保全率先実行計画では、成田富里いずみ清掃工場において発電した電気の量(自家消費及び売却)が購入した量を上回った場合は、同工場に係る「電気の使用」は0として扱っています。

(再掲)表 2 2022 年度 市役所分に係る活動量・活動種類別温室効果ガス排出量

活動の種類		単位	2016年度活動量 (基準年度)	2022年度活動量	増減率	2016年度排出量 (t-CO2) (基準年度)	2022年度排出量 (t-CO2)	増減率	2016年度 原油換算值(kL) (基準年度)	2022年度 原油換算值(kL)	増減率
,	燃料の使用					5,559	4,677	-15.9%	2,634	2,192	-16.8%
	ガソリン	L	142,315	135,017	-5.1%	330	313	-5.0%	127	121	-5.1%
	灯油	L	287,866	246,314	-14.4%	717	613	-14.5%	273	233	-14.6%
	軽油	L	43,936	35,696	-18.8%	113	92	-18.3%	43	35	-19.3%
	A重油	L	220,218	205,470	-6.7%	597	557	-6.7%	222	207	-6.6%
	LPG	kg	41,865	33,442	-20.1%	126	100	-20.4%	55	44	-20.3%
	都市ガス	m3	1,648,285	1,337,186	-18.9%	3,676	3,001	-18.4%	1,914	1,552	-18.9%
1	電気の使用		33,145,724	34,219,583	3.2%	16,237	13,709	-15.6%	8,490	8,647	1.8%
自	自動車の走行量		1,552,276	1,263,411	-18.6%	14	11	-20.1%			
し尿の処理		m3	26,947	24,882	-7.7%	33	31	-7.5%			
農	農業集落排水		2,695	2,522	-6.4%	58	54	-6.1%			
その他						3	3	2.5%			
合計						21,903	18,485	-15.6%	11,123	10,839	-2.6%

この表を、廃棄物発電を考慮せず電力会社から購入した電気をそのまま計上して作成すると、次のようになります。

表 2-2 2022 年度 市役所分に係る活動量・活動種類別温室効果ガス排出量

	活動の種類		2016年度活動量 (基準年度)	2022年度活動量	増減率	2016年度排出量 (t-CO2) (基準年度)	2022年度排出量 (t-CO2)	増減率	2016年度 原油換算値(kL) (基準年度)	2022年度 原油換算值(kL)	増減率
	燃料の使用					5,559	4,677	-15.9%	2,634	2,192	-16.8%
	ガソリン	١	142,315	135,017	-5.1%	330	313	-5.0%	127	121	-5.1%
	灯油	L	287,866	246,314	-14.4%	717	613	-14.5%	273	233	-14.6%
	軽油	L	43,936	35,696	-18.8%	113	92	-18.3%	43	35	-19.3%
	A重油	L	220,218	205,470	-6.7%	597	557	-6.7%	222	207	-6.6%
	LPG	kg	41,865	33,442	-20.1%	126	100	-20.4%	55	44	-20.3%
	都市ガス	m3	1,648,285	1,337,186	-18.9%	3,676	3,001	-18.4%	1,914	1,552	-18.9%
1	電気の使用		33,145,724	35,269,460	6.4%	16,237	14,073	-13.3%	8,490	8,910	5.0%
自	自動車の走行量		1,552,276	1,263,411	-18.6%	14	11	-20.1%			
	し尿の処理		26,947	24,882	-7.7%	33	31	-7.5%			
農	農業集落排水		2,695	2,522	-6.4%	58	54	-6.1%			
	その他					3	3	2.5%			
	合計					21,903	18,849	-13.9%	11,123	11,102	-0.2%

廃棄物溶融に伴って発生する熱エネルギーを捨てずに電気に変え有効利用することは実質的に化石燃料の消費や温室効果ガス排出量の削減につながる大切な取り組みでありますが、地球温暖化対策推進法に基づく制度では、所謂ごみ発電による電気に相当する CO₂ を自らの排出量から控除しないこととされています。

このようなことに鑑み、第 5 次成田市環境保全率先実行計画からは廃棄物発電の電気に関わらず清掃工場において購入した電気の量をそのまま計上することとしました。